

## 戒律より見たる佛教の道德思想

松本文三郎

—

佛教の經典には經と律と論との三部門があり。中に就き論とは一般に佛弟子の佛説を祖述解釋したるものをいひ、經と律とは佛自からの説ける所と稱せらるゝのである。經は又之を法ともいひ、佛教の教義即ち教法を説いたものであり、律とは又戒とも名づけられ、僧團の規程で、宛も學校教育に於ける學則と相似たものである。即ち僧團生活をなさんとするものに對し、あるまじき行爲を取締る規則であり。律とは即ち Vinaya の譯であり、これは英語の discipline を意義し、戒とは sila で、英語の habit, custom, 又は moral practice の義である。此點からして戒は西洋の道德 moral; Site と其語源を同じくするのである。で佛教にいふ法律とは現時世人の所謂法律とは全然其意義を異にするものたるを知らなければならぬ。

斯く戒律は僧團修行者に對する行爲の規程に過ぎずとすれば、偏知主義の教育か

ら見れば修行者に取つて第二次的のものともいはれ得るが、佛教は元來宗教であり、實際的のものであり、人格を陶冶し佛格に到達せしめんとするを究竟の目的となすのであるから、戒律は智慧と共に並び進むべきものとなすのみならず、或點からしては寧ろ智慧の根本とも見做されて居るのである。で長阿含經(卷十五種德經)にも、戒あらば則ち慧あり、慧あらば則ち戒あり。戒能く慧を淨くし、慧能く戒を淨くす。人の手を洗ふが如き左右相須つ、左能く右を淨くし、右能く左を淨くす、戒の慧に於ける亦此の如し」と説き、而して終りに、「戒慧具するを我は説きて比丘と名づく」ともいふ。これは戒慧兩者の佛教修行者にあつては、共に重要にして偏廢すべからざるを述べたのであるが、更らに雜阿含經(卷十八)に至つては尙ほ一步を進め、破戒を以ての故に所依滅退、心樂住せず、心樂住せざるが故に寂靜三昧、如實知見、厭離々欲解脫を失ひ、竟に涅槃を得ること能はず、譬へば樹根の壞しては、枝葉華果悉く成熟せざるが如く、犯戒の比丘も亦復然り」と明言してある。而して此思想は大乗の起るに至つても秋毫異ならぬ。大智度論(卷二十二)には之を説いていふ、大地一切萬物有形の類は皆地に依つて住す、戒亦是の如し。戒は一切普法の住處なり」と、又之に次ぎては、足なくして行かんと欲し、翅なくして飛ばんと欲し、船なくして渡らんと欲するも、是れは得べか

らず。戒なくして好果を得んと欲する亦是の如し。戒を棄てば如何に苦行すとも、是れ禽獸と異なることなしともいふ。戒律の古代佛教的にありて如何に重要なものと見做されしかは、略之によつて知り得るのである。

然らば佛教の戒律なるものは抑も如何にして成立するに至つたか。佛教の戒律は今日學校の學則の如く、非法者の出づる以前、豫め其場合を假定し、之に應すべきを作つたものではなく、實際上の訓誡が次第に積集し遂に今日傳はる如き形をなすに至つたのである。元來佛教の僧團の始めて組織せらるゝに當つては、勿論何等戒律として認むべきものもなかつた。佛教の成立した最初、其説を聽き喜んで入門せんと欲したものは、極めて特志者であり、既に出家の生活を送つて居たものか、若くは比較的、上流の有識階級であつた、で自から非法の行爲をなすものもなかつたらしい。所が佛教が次第に盛となり、名聞利養共に佛門に歸するに至つてや、社會各種の人間が、各種の動機からして之に入來るやうになつた。その結果中には眞に佛道を修行し、之によつて解脱を得んと欲するものもないではなかつたが、動もすれば單に名譽の爲めに出家するものもあり。甚だしきは生活の安定を得るが爲め佛門に入るものもあつたのである。斯く諸種離多の人間が僧團内に混居するに至つたので、自然

其間には僧侶にあるまじき非法の行をなすものも生じ來つたのは亦止むを得ない。而して斯かる非法の行をなすものゝ生ずるに至つては、一面には其個人が佛教本來の目的を達するを得ないのみならず、他面には又社會の非議を受け、僧團の信用を害する極めて大なるものがあつた。で佛は其時々には非法者を訓誡し、今後再び斯かる非法の行爲をなさざるやう之を禁止せられたのである。此の如き訓誡が歲月の経過と共に次第に積集して、今日傳ふる戒律となつた(勿論今日傳ふる所の戒律は佛以後増補整理せられたものではあるが、其最も主たるものは、佛時代既に教團内に行はれて居たものと見て差支ない。)で十誦律(卷三十三)にも之を説き、譬へば大海の漸に深廣なるが如く、佛法亦次第に結戒し、次第に立制すといつてある。

佛教に於ける戒律制定の由來が既に上述の如くであるから、其結果次の諸點は吾人の豫め注意を要するのである。即ち第一には佛教戒律は時に隨つて變化的の性質を有し、決して時處を問はず一定不變のものではないことである。元來、戒律は前に述べたやうに一事件の起るに隨ひ之を適宜に訓誡したのであるから、其後更らに何等かの不都合が生じた場合には、次第に或は其除外例を設け、或は其一部分を變更し、或は其細則を増補するのは、實際上止むを得ないのである。例へば佛教では別衆

食を禁ずるといふことがある。別衆食とは僧團の一部のものが、他の大衆と別に食事を取ることはいふ。僧團内のものは共同生活をなすのであるから、托鉢の時にも大衆一同共に市内を巡行すべきである。然るに一部のものが特に大衆に先ち托鉢に出づとすれば、餘の大衆は或は麤食のみを得、或は全く食を得ざる如き場合がないとも限らぬ。又斯の如きことが慣習となると、自然一味和合の僧團内に黨を結び、遂には僧團の分裂を來すに至る恐がないでもない。で僧團では別衆食を禁止することゝなつたのである。所が比丘が病に罹り、信者が之を憐み特に之を請じ食を與へんとしても、此禁戒があれば之を請ることが出來ない。又事あつて遠國に旅行しなければならぬ必要から、大衆と共に託鉢する暇がないとか、或は時間を早くし食事を取らなければならぬ場合にも、或は又僧侶が多數相集まり、信者も到底一時に彼等に供養するを得ない等の場合にも、別衆食の禁戒があつては甚だしく不都合を來すことゝなるで、此等不都合の生じ來つた場合には、其都度之を以て除外例となし、元則は依然として存置するが、次第に除外例が多く設けられ、適宜に之を應用したものである。

次に今日傳はる戒律の悉くが佛時代に成れるものでないことは言ふ迄もなく、佛

時代から佛滅後數百年の間に次第に積集増補せられ現在の形を成したのであるが、佛滅當時から佛弟子によつては殆んど不變のものど見做されそれが爲め諸種の不都合を生じ來つたのみならず、元來が積集的のものであり、幸か不幸か未だ曾て根本的に整理せられなかつたのであるから、彼此甚だしく不整頓の點がないではない。特に社會思想の當時と著しく變化した今日から見れば、不合理と考へらるゝ點すらも往々にして存するのである。古代印度に於ては世界何れの國土にも見らるゝ如く男女兩性間に幾分の不平等の待遇をなしたものである。惡くいへば男尊女卑であり。善くいへば特に女性を保護したと見らるべき點もないではない。で同一罪惡を犯したものでも、男性には軽く女性には重く罰するやうなことがある。戒律に於ては波羅夷 (Pāṭiia) と稱する罪が最も重大なるものと認められ、之を犯せば破門の嚴罰を受くるのである。而して此決羅夷罪は男性には四種、女性には其倍の八種となつて居る。男女共通の四種の外の四は、女性には波羅夷を構成すとするに關はらず、男性には僧殘 (Saṅghadisesā) と稱する制裁が與えらるゝ、これは破門に次ぐ重罪ではあるが、之を犯しても、破門の極刑を科せらるゝには至らない。又その僧殘なるも男性には十三種列擧せらるゝが、女性には十七乃至十九種に増加せられて居る。

此等は今日の思想から見れば極めて不合理といはなければならぬ。がこれは男女兩性に對する時代思想の變化に基づくのであるから、必らずしも怪しむに足らぬが、如何なる時代に於ても、又男女兩性に對する思想が如何に異なつて居たとしても、男女兩性間何等變化の理由なきものにして、尙ほ且つ現在の戒律にありては、一には罪過と見做され、他には之を缺くがある。例之へば彼食蒜戒の如きである。これは比丘尼にのみありて比丘にはない。是れも全然理由のないことである。が前にも一言した如く戒律は事の起るに隨ひ之を禁じたのであり、第一結集の時には成るべく佛時代に行はれ所を其儘に編纂したのであるから、偶々男女兩性の何れか一方に生じ、他に生せなかつた場合には、前者には其禁戒が制定せられ、後者には全く之を缺くやうになつたことゝ思はれる。而して戒律は後世各派によつて多少づゝ部分的に増補整頓せられたけれども、大衆思想の成熟するに至るまでは、未だその全體に通じ、根本的に之を整理改造するに至らなかつたので、諸種の點に於て不整頓不合理の詭を免れぬのである。が又其不整頓の儘に今日に迄保存せられたが爲め、吾人は數百千年の後にあつて、尙ほ能く古代僧團の状態をも知られ得るのであるから、學術的には極めて有益にして興味あることゝいはなければならぬ。

尙ほ現時傳はつて居る戒律の書に就き一言して置く。

古代印度には、戒律を記述した書も各派によつて多少相違し、諸種の律本なるものがあつたらしい。支那では常に五部の律と稱し、律には五種あつたといひ、しかし其中の一は支那に傳譯せられなかつたから、現在では四部の律しか存せない。所謂四部の律とは佛敎の小乘二十派と稱する中、大衆部に傳ふる所の摩訶僧祇(大衆律と一切有部の十誦律や、一切有部毗奈耶等と、化地部に屬する五分律と、而して法藏部に屬する四分律とである。而して此外南方諸國に傳ふる所は上座部の律である。上座部の律も嘗て支那には其異本が翻譯せられたが、後には傳はらなかつたのである。佛敎も後世次第に分派が生じ來り、經や律に於ても多少の修正増補をなしたのであるから、戒律も恐らく唯此五部のみではなかつたのであらうと思ふ、が各派の社會に於ける勢力の消長に隨ひ、その經律と或は存し或は亡ぶるに至つたのであらう。現存する此等の律に就いて之を見れば、何れも多小の變異があり全く同一なるものはない、特に四分律には他に未だ曾て顯はれない條項の加はつたものがある、(衆學法中

敬塔行路の二項、これは恐らく此派だけの主張によつて増補せられたのであらう。又同一派に屬するものであつても、時代によつては必らずしも一樣でない、例之へば均しく一切有部に屬する十誦律と一切有部毗奈耶との如くである、これも恐らく其製作時代の前後によつて變異を來したのであらう。

戒數に就いては普通比丘の二百五十戒、比丘尼の三百五十戒といふが、是れは後世支那に於て専ら行はれた四分律の擧ぐる所によつて其大數を示すに過ぎない。(詳しくいへば四分律に於ては、比丘に二百五十戒、比丘尼に三百四十八戒を擧げる。)しかし戒數は各派の律によつて頗る異なる所がある。今其中最少のものど最多のものどを比較すれば、比丘戒にあつては、最少のが僧祇律の二百十八戒に對し、最多のは十誦の二百六十四戒で、此間約五十戒の變異がある。比丘尼戒にあつては、最少が同じく僧祇律の二百九十戒で、最多は五分律の三百七十戒、此間八十戒の相違がある。又同じく有部の戒にあつても有部毗奈耶と十誦との間には頗る大なる異同がある。即ち比丘戒では、毗奈耶は二百四十六戒を擧げたるに對し、十誦律は二百五十七戒であり、此には僅かに十一戒の變異に過ぎないが、比丘尼にあつては、毗奈耶の二百五十三に對し、十誦は三百五十五を算し、此間百戒以上の相違がある。如何に各律の間變

異の太甚しきかは之によつても其一斑を知り得るのである。但戒數に於ける大なる變異は、必らずしも之に相應したる内容の變異を示すものではない。増補變更せらるゝところ、各派によつて多少異なるものではあるが、其多くは唯其開合の如何にあるのである。例之へば諸種の類似の事項を各別の條文となしたのと、之を綜合して一條中に收めたといふやうな違であり、其内容に於ては比較的變異が少いのである。但何れの律も全然同一でないことは言ふ迄もない。

尙ほ此に小乗の戒律を説くに當りて豫め一言して置かなければならぬのは、彼等は何れも吾人の身口の業に關するものゝみであることである。前にも述べた如く佛敎本來の戒律は、佛弟子が非法の行を爲すに當り、佛の之を禁止又は訓誡したものであるから、其意志が未だ外に顯はれざるに當つては、何人も之を知り得ないので、自然戒律としては成立たないのである。而して此事は佛時代から大乘の起る初に至るまで同様であつた。で智度論(卷十三)にも、尸羅(戒)とは略説すれば身、口の律儀にして八種あり(八戒)と説いてある。佛敎では吾人の業を三種に分ち、之を身口意の三業といふ。身業とは身體動作に顯はした行爲、口業とは口に言顯はしたもの、意業とは心に思惟するのみで、未だ動作言語に顯はし出さないものをいふ。而して此三業の

中、意業を以て最も重しとする、意志あつて始めて身口の業も成立し得るからである。印度には佛教の起ると同時にして少しく之に先ち尼乾子即ちジャイナ教なるものがあつた。此ジャイナ教にも身口意の三業を説くが、此にあつては三業の中身業を以て最も重しとなし、口業之に次ぎ意業又之に次ぐとなす、此點に於て佛教と正さに相反するのである。思ふに佛教は意志に重きを措きジャイナ教は結果に重きを措いたが爲めであらう。假令ひ殺人の意志あつても未だ之を實現せなければ、他人に何等の損害を與えない、即ち結果からいへば意志の有無は何等の關する所はないからである。で佛教の經典には屢々佛又は佛弟子とジャイナ教徒と問、此點に關し問答する所がある。例へば中阿含卷三十二優波離經にも佛弟子がジャイナ教徒に對し、尼乾子は幾行を立て、如何なる罰を設くるかと問へるに、彼答へていふ、三業を立て三罰を設く、身、口、と意とは是れなりと。又問ふ、此中何れを最も重しとなすか。曰く身罰を最も重しとなす、口罰之に次ぎ、意罰最も下れり、身罰に及ばざること極大なりと。更らに尼乾子佛に問ふていふ、佛教には果して如何と、佛之に答へていふ、我亦三業を立て惡業を行せず、惡行を作さざらしむ。何をか三となす、曰く身口と意とは是れなり。何れを重しとなす、曰く意業を最も重しとなす、身業、口業は即ち然らざるなりと。佛

教が三業中意業を以て最も重しとなすことは此問答によつて明了であるが、戒律に於ては前に述べた如く事件の起らざるに當り、豫しめ之を制定したのではなく、事件の發生するに隨ひ之を處罰するのであるから、勢意業は全然之に包含せられないのである。而してこれは小乗と大乘との戒律の間、大なる相違の存する所である。而して小乗にあつても戒律適用の場合には、動機の有無を考へ、之を以て其輕重を判つに至つた所以でもある。大乘の戒律に關しては本篇論述の目的とする所ではないが、大乘戒と小乗戒とはその根本性質の全然相異なつたものであり、假令ひ其戒相即條文の多くは小乗より脱化し來つたものといへ、大乘戒は一切其形式を棄て、全然意志に重きを措き、意志さへ善なれば假令ひ其行爲は現に殺人の罪を犯したもので、秋毫罪とはならぬとなすのである。だから戒律も從來小乗では身口の業のみ規程するものとなしたに對し、大乘のそれは身口意業の律儀となし、而も意業が至大の關係を有することゝなつたのである。既に形式を棄て去つたのであるから、戒の條文も極めて簡單となり、比丘比丘尼によつての差別もなく、又事件發生以前、豫め修行者行爲の規程として按排せられたものである。而してこれ亦佛教に於ける教理思想發展の結果自から此に至つたのである。

以上余輩は佛教に於ける戒律成立の由來とその一般性質とに就いて之を略述したが、尙ほ此節を終るに當り戒の種類に關し一言して置かう、これ亦佛教戒律の性質を明らかにする所以ともなるからである。

佛教の戒律は前に述べた如く二百五十戒とか、三百五十戒等と稱するが、古來又之を大別して二種とする、一は之を性重戒といひ、一は之を息世譏嫌戒と稱する、所謂性重戒とは又略して性戒ともいふが、これはその行爲の性質道徳的に重大なる罪過であるから斯く名づけたので、殺生、偷盜、邪淫、妄語の四種が之に屬する。所謂息世譏嫌戒とは又之を遮戒ともいふ、是れは其行爲の性質必らずしも不道徳的のものではないが、或は弟子の教養の爲め、或は一般社會に不快の感を與へないが爲め、或は僧團の信用を失墜せざらしむるが爲め、成るべく世の譏嫌を招かざるやう日々の舉動に注意せしむるのである。例之へば僧團生活をなすものに、如何に信者の寄附によるかはいへ、徒らに大層高樓を構えたり、美服を着たりするのを禁するが如きである。僧侶は元來世俗の名譽や財産や地位や權勢や此等一切を棄去つたものである、此等世間的榮華羨望の目的となるものを造作服用するのは、既に僧團生活者に不相應にして、あるまじきことといはなければならぬ。で二百五十戒と稱する中、前述の四種

の性戒を除いた餘の一切は、皆此遮戒に屬するのである。だから遮戒と稱する中には諸種雜多の事項があり、單に兒童を訓誡するに過ぎないやうなこともある。例之へば食事をする時には大口を開けてはならぬとか、市を歩む時には肩を怒らしてはならぬといふが如き類であり、此等は所謂僧侶の威儀を正すことになるのである。又今日からしては頗る不合理奇怪と思はるゝ點もないではない。例之へば粗暴の舉動をなす如きは、一般社會に直接の利益關係はないとしても、人に不快の感情を惹起すものであるから之を禁止するのは當然であるが、寺院内で文法を兒童に教ゆることを禁ずるが如き頗る奇怪のことゝ思はるゝであらう。が印度では兒童に文法を教ゆる時には、大聲で之を誦し、兒童をして反復練習して之を記憶せしむるのであるから、文法の教授そのことは決して悪いのではないが、その大聲を發するが爲め、他の禪定を修し、經律を讀誦するものゝ妨となる所から、他人に迷惑を與へるので、寺院内では之を禁じたのである。又摩訶僧祇律卷二十四十誦律(卷四十等)には、出家を願出たものがあつても、其身體端正ならず、或は陋形のものとは之を許さぬことゝなつて居る。所謂身分端正ならざるものとは、眼瞎、僂背、跛脚、脰脚、齟齬、剝盧頭等をいひ、所謂陋形のものとは、或は其色の太黒、太白者、或は其身體の太長、太短者、乃至胸凸者、胸凹

者、象脚、馬脚、象耳、馬耳、箕耳の如き者等である。此等のものを僧團から除外する如きは、如何にも不合理であり、従つて後世では假令ひ其條文があつたとしても餘り顧慮せられなかつたやうである。佛教は元來四民平等主義であるから、如何に不具者であつても之を僧團から排斥除外すべき何等の理由も存在しない筈である。が世間の俗情としては、兎角此等不具者を見ると、其内心の如何を問はず、之を輕蔑せんとする傾向を免れぬ。で若し僧團に此等のものが入來ると、俗界では其個人から引いては僧團までも之を輕視するに至る恐がないとはいはれぬ。特に佛教の始めて起り、僧團の漸く組織せられんとするに當つては、世間の信用を博することが佛教の基礎を確立せしむるが爲めにも、將た又佛法流布の爲めにも最も必要なことであつたので、如何にも無意義の俗情でも、之を顧慮せなければならなかつたのである。此點から考へれば吾人は斯かる戒律が佛教の中に制定せられたことの愚昧なるを笑ふよりも、寧ろ僧團組織の初に於ては、其當事者の如何に用意の周到なりしかを嘆賞しなければならぬのである。而してこれが又後世僧團の基礎の鞏固となつてからは、彼等の必らずしも重を措くに至らなかつた所以でもある。之と同様のことは、姪女即ち賣春婦出家の場合に於ても之を見ることが出来る。賣春婦が如何に發心して僧

團に入らんと欲しても、其嘗て居住した地方に於ては絶對に之を許さぬ。しかし若し一定の距離を隔てた地方に於ては、之を許可する途を開いてある。此理由も明らかである。賣春婦居住の地方にあつては人皆其前生の賣春婦たりしことを知つて居るから、斯かるものが僧團に入つても、世間の人は之に對し何等尊敬の念を起さぬ。従つて斯かるものを包容する僧團をも蔑如するに至る恐がある、しかし全然その前生を知らざる他の地方にあつては、此恐は殆んどないといつて差支ない。これが此戒律規程の如何にも朝三暮四のやうであるが、一地方では之を禁じ他地方では之を許す所以である。尙ほ四分律によると、他の律にも之と略同様のことはあるが、多少相違して居る、僧團入門の資格として十三難十遮と稱することがある、此等の資格が一切具備しなければ何人もその入門を拒絶するのである。殺盜淫等の不道德的行爲をなしたものは勿論であるが、中には奴隸、傭人、買得者、破得者、戰爭に捕虜となり、奴隸として使役せらるゝもの、負債者等の情件がある、此等の理由も亦前と同様である。要するに僧團に入つたものが他に迷惑を及ぼすか、僧團の信用を害するか、乃至は世間の譏嫌を招く(假令ひ其譏嫌に對する正當な理由があつても、なくても、苟くも斯かる傾向あることは總じて之を禁止したものである。此點からしても佛教の戒律は

世間の法律や道德とは多少の異なる所のあることを認めなければならぬ。(續)